



[本文へ](#) [English](#) [読み上げ・文字拡大](#) [使用方法](#) [利用者別に調べる](#) [サイトマップ](#)

[音声読み上げツール起動](#)



[ホーム](#) / [税の情報・手続・用紙](#) / [税について調べる](#) / [タックスアンサー（よくある税の質問）](#)

/ No.6480 事業者が商品購入時にポイントを使用した場合の消費税の仕入税額控除の考え方

No.6480 事業者が商品購入時にポイントを使用した場合の消費税の仕入税額控除の考え方

[令和6年4月1日現在法令等]

対象税目

消費税

具体例

事業者が商品を購入した際、その取引（課税仕入れ）について仕入税額控除を行うこととなりますが、商品購入時にポイントを使用した場合、消費税の「課税仕入れに係る支払対価の額」は、

- ① ポイント使用が「商品本体価額の値引き」である場合には、商品対価の合計額からポイント使用相当分の金額を差し引いた金額（値引後の金額）
- ② ポイント使用が「支払うべき価額の値引き」である場合には、商品対価の合計額（全額）

となります。

なお、商品購入時に発行されるレシートには、ポイント使用の態様に応じて「課税仕入れに係る支払対価の額」が表示されていると考えられますので、商品を購入した事業者においては、レシートの表記から「課税仕入れに係る支払対価の額」を判断して差し支えありません。

<レシート表記の例>

①のケース：値引き

レシート			
〇〇ストア			
東京都・・・			
登録番号 T 1234567890123			
20XX年10月YY日(土) 16:45			
お茶 ※	1点	540	540円
パンボウ	1点	550	550円
ポイント値引き		▲21円	
合計			1,069円
8%タイヨウ		530円	
		(内消費税 39円)	
10%タイヨウ		539円	
		(内消費税 49円)	
現金支払			1,069円
※印は軽減税率対象			

1,069円が課税仕入れ
の対価の額となる。

②のケース：値引きでない

レシート			
〇〇ストア			
東京都・・・			
登録番号 T 1234567890123			
20XX年10月YY日(土) 16:45			
お茶 ※	1点	540	540円
パンボウ	1点	550	550円
合計			1,090円
8%タイヨウ		540円	
		(内消費税 40円)	
10%タイヨウ		550円	
		(内消費税 50円)	
〇〇ポイント支払		▲21円	
現金支払			1,069円
※印は軽減税率対象			

1,090円が課税仕入れ
の対価の額となる。

(注1) 消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿および適格請求書等の保存が必要となります。

そのため、例えば、次のように、日々の記帳段階から取引を税率ごとに区分経理しておくことが考えられます。

①のケース（値引き）

消耗品費（8パーセント対象） 530円 / 現金 1,069円

消耗品費（10パーセント対象） 539円

②のケース（値引きでない）

消耗品費（8パーセント対象） 540円 / 現金 1,069円

消耗品費（10パーセント対象） 550円 / 雑収入（消費税不課税） 21円

(注2) 即時充当（即時に購買金額にポイント等相当額を充当する方法）による値引きは、商品対価の合計額が変わるものではありません。

このため、事業者が商品を購入した際に、即時充当による消費者還元を受けた場合には、商品対価の合計額が「課税仕入れに係る支払対価の額」となります（②のケースと同様）。

(注3) 共通ポイント制度を利用する事業者およびポイント会員の一般的な処理例については、[「共通ポイント制度を利用する事業者（加盟店A）及びポイント会員の一般的な処理例」\(PDF/143KB\)](#)をご参照ください。

根拠法令等

消法30

関連コード

1907 [個人が企業発行ポイントを取得又は使用した場合の取扱い](#)

お問い合わせ先

国税に関するご相談は、国税局電話相談センター等で行っていますので、[税についての相談窓口](#)をご覧ください。電話相談をご利用ください。

このコンテンツはお役にたちましたか？

今後の改善のための参考とさせていただくため、アンケートを実施しています。ぜひご協力をお願いいたします。

[アンケートへ](#)[このページの先頭へ](#)

[ホーム](#) / [税の情報・手続・用紙](#) / [税について調べる](#) / [タックスアンサー（よくある税の質問）](#)
/ No.6480 事業者が商品購入時にポイントを使用した場合の消費税の仕入税額控除の考え方

税の情報・手続・用紙

- [税について調べる](#)
- [申告手続・用紙](#)
- [納税・納税証明書手続](#)
- [税理士に関する情報](#)
- [お酒に関する情報](#)
- [税の学習コーナー](#)

刊行物等

- [パンフレット・手引](#)
- [インターネット番組「Web-TAX-TV」](#)
- [出版物](#)
- [統計情報](#)
- [点字広報誌「私たちの税金」](#)

法令等

- [税法（e-Govの「e-Gov法令検索」へリンク）](#)
- [法令解釈通達](#)
- [その他法令解釈に関する情報](#)
- [事務運営指針](#)
- [国税庁告示](#)
- [文書回答事例](#)
- [質疑応答事例](#)

お知らせ

- [トピックス一覧](#)
- [報道発表](#)
- [パブリックコメント](#)
- [調達情報・公売情報](#)
- [不審な電話や振り込め詐欺にご注意を](#)
- [その他のお知らせ](#)

国税庁等について

- [国税庁の概要](#)

- 組織（国税局・税務署・税務大学校等）
- 採用情報
- 国税庁の実績評価
- 審議会・研究会等
- 情報公開・個人情報の保護

利用者別情報

- 個人の方
- 法人の方
- 源泉徴収義務者の方

国税庁 〒100-8978 東京都千代田区霞が関3-1-1 （法人番号7000012050002）

 所在地情報

[ご意見・ご要望](#) [関連リンク](#) [ウェブアクセシビリティ](#) [利用規約](#)・[免責事項](#)・[著作権](#) [プライバシーポリシー](#)